五　信用協同組合及び協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を行うものに限る。）
六　労働金庫及び労働金庫連合会
七　農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同項第二号及び第三号の事業を行うものに限る。）
八　漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を行うものに限る。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を行うものに限る。）
九　農林中央金庫
十　保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社
十一　金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社
十二　金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者
十三　金融商品取引法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業を行う者
十四　金融商品取引法第二十八条第三項に規定する投資助言・代理業を行う者
十五　金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業を行う者
十六　短資業者（貸金業法施行令第一条の二第三号の規定に基づき短資業者を指定する件（昭和五十八年大蔵省告示第百二十四号）に掲げる者をいう。）
十七　外国の法令に準拠して外国において銀行業（銀行法第二条第二項に規定する銀行業をいう。）を営む者（第一号又は第二号に掲げる者を除く。）
十八　外国の法令に準拠して外国において保険業（保険業法第二条第一項に規定する保険業をいう。）を行う者（第十号に掲げる者を除く。）
十九　外国の法令に準拠して外国において第十一号から第十五号までに掲げる者の業務を行う者
二十　外国の法令に準拠して外国においてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者

（信用の供与等の額から控除される額）

第七条　規則第五十二条第一項第八号に規定する金融庁長官が定める額は、法第六条第一項において準用する銀行法第十三条第一項本文に規定する信用協同組合等の同一人に対する信用の供与等の額に係る次に掲げる額の合計額とする。

一　現金を担保とするもののうち当該担保の額
二　令第三条第十二項第一号又は第二号に掲げる法人が債務の保証を行うもののうち当該債務の保証の額
三　令第三条第十二項第一号又は第二号に掲げる法人が発行する債券を担保とするもののうち当該担保の額
四　第五条各号に掲げるものが債務の保証を行うもののうち当該債務の保証の額
五　第五条各号に掲げるものが発行する債券を担保とするもののうち当該担保の額
六　規則第九十六条第四項第九号イ及びハに掲げる勘定並びに自己資本比率告示第四十九条第一項の表百の項の中欄八に掲げる取引（現金又は有価証券による担保の提供に限る。）に係る信用の供与等の額のうち当該信用の供与等を行う原因となった派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額（零を下回る場合に限る。）を零から差し引いた額
七　自己資本比率告示第二条又は第十一条の算式において調整項目の額とされる額
八　次に掲げる条件の全てを満たす同一人自身の自信用協同組合等預金の額
イ　対象取引（当該同一人自身の信用の供与等に該当する取引をいう。以下この号において同じ。）に係る債権と相殺契約下にあること。
ロ　同一人自身の債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由にかかわらず、当該取引に関連する国において対象取引に係る債権との相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること。
ハ　相殺契約下にある対象取引に係る債権とともにいずれの時点においても特定することができること。
ニ　継続されないリスクが、監視及び管理されていること。
ホ　対象取引に係る債権と相殺後の額が、監視及び管理されていること。

（特殊の関係のある者から除かれる者）

第八条　規則第五十四条第一号及び第二号に規定する金融庁長官が定める者は、法第四条の四第一項第四号又は第四号の二に掲げる会社とする。

○金融庁告示第五十八号

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十六年内閣府令第六十九号）附則第五条第二項の規定に基づき金融庁長官が定めるものは、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）第八条第三項第三号に掲げるものとし、平成二十六年十二月一日から適用する。

平成二十六年十月二十二日

金融庁長官　細溝　清史

○金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第二号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）の一部の施行及び銀行法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百四十二号）の施行に伴い、並びに中小企業等協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、内閣府、財務省、厚生労働省、令第一号）第十五条第三項第一号イの規定に基づき、中小企業等協同組合法施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十月二十二日

金融庁長官　細溝　清史
財務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　西川　公也
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

中小企業等協同組合法施行規程の一部を改正する告示

中小企業等協同組合法施行規程（平成二十年農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、金融庁、財務省、厚生労働省、告示第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「定める法人」を「定めるもの」に改め、同条に次の一項を加える。

2　規則第十五条第三項第一号イに規定する事業所管大臣が定めるものは、同号イの規定により資金の貸付け（手形の割引を含む。次条において同じ。）を行う銀行等（保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十五条第一項第一号に規定する銀行等をいう。次条において同じ。）が株式会社商工組合中央金庫以外である場合にあっては、前項各号に掲げるものに加え、次に掲げるものとする。

一　日本銀行
二　次に掲げるもの
イ　銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条第十三項第四号（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）第六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げるもの